

当初：2000年10月17日(認証)
変更：2002年 5月25日(議決)
変更：2003年 9月10日(議決)
変更：2003年10月31日(登記)
変更：2006年 5月27日(議決)
変更：2006年 8月 9日(登記)
変更：2015年12月2日(議決)

特定非営利活動法人 地域デザイン研究会

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人地域デザイン研究会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府中央区平野町1丁目7番1号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、

- ・住民、行政、企業、学識経験者など、まちづくりに関係する各々の主体を円滑、効果的につなぐ調整役となることにより、
 - ・専門家の集団として、国の内外において、よりよい都市・地域の姿や環境について提言（発信）することにより、
 - ・まちづくりに関するネットワークづくりを通し、
 - ・研究成果を公開及び提言することにより、
- よりよいまちづくりを実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法

第 2 条別表

- ・第 2 号（社会教育の推進を図る活動）
- ・第 3 号（まちづくりの推進を図る活動）
- ・第 5 号（環境の保全を図る活動）
- ・第 9 号（国際協力の活動）

を行う。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係る次の事業を行う。

講演会・講習会・見学会等の開催事業。
調査研究活動支援事業。
各種レポート類の発行事業。
まちづくり活動支援のための派遣事業。
都市・地域づくりに関する受託事業。
都市・地域づくりに関する国際交流事業。
その他目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

正会員

この法人の趣旨に賛同する個人又は団体。

賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

ユース会員

この法人の事業に参加し、まちづくりを体験、学習し、かつ、力を提供してくれる学生

アドバイザー会員

この法人の事業に対して、助言していただける者で、理事会において推薦された個人

(入 会)

第7条 設立後、正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって理事長に入会を申請しなければならない。

理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、理事会において別に定める内規による所定の書式を理事長に提出して、任意により退会することができる。

2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

団体の解散又は個人の死亡。

正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

この定款又は規則に違反したとき。

この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

2 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

理事長 1名

副理事長 若干名

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

理事の業務執行の状況を監査すること。

この法人の財産の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員 の 任 期 及 び 欠 員 補 充)

第15条 役員 の 任 期 は、2年 と する。但 し 再 任 は 妨 げ な い。

2 補 欠 又 は 増 員 に よ り 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は、辞 任 又 は 任 期 満 了 後 に お い て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は、そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば な ら ない。

4 理 事 又 は 監 事 の う ち、そ の 定 数 の 3 分 の 1 を 超 え る 者 が 欠 け た と き は、遅 滞 な く こ れ を 補 充 し な け れ ば な ら ない。

(解 任)

第16条 役 員 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、そ の 役 員 に 弁 明 の 機 会 を 与 え た 上 で 総 会 に お い て 出 席 者 の 3 分 の 2 以 上 の 議 決 に 基 づ い て 解 任 す る こ と が で き る。

心 身 の 故 障 の た め 職 務 の 執 行 に 堪 え ら れ ない と 認 め ら れ る と き。

職 務 上 の 義 務 違 反 が あ る と 認 め ら れ る と き。

そ の 他 役 員 と し て 相 応 し く ない 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き。

(役 員 の 報 酬)

第17条 役 員 は、そ の 総 数 の 3 分 の 1 以 下 の 範 囲 内 で 報 酬 を 受 け る こ と が で き る。

2 役 員 に は、そ の 業 務 執 行 に 必 要 な 費 用 を 弁 償 す る こ と が で き る。

3 前 2 項 に 関 し 必 要 な 事 項 は、理 事 会 に お い て 別 に 定 め る。

第 4 章 総 会

(総 会 の 構 成)

第18条 総 会 は、こ の 法 人 の 最 高 の 意 思 決 定 機 関 で あ っ て、正 会 員 を も っ て 構 成 す る。

2 正 会 員 以 外 の 他 の 会 員 は、総 会 に 出 席 し 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

3 総 会 は、定 時 総 会 と 臨 時 総 会 と す る。

(総 会 の 機 能)

第19条 総 会 は、以 下 の 事 項 に つ い て 議 決 す る。

定 款 の 変 更

解 散

合 併

事 業 計 画 及 び 収 支 予 算 並 び に そ の 変 更

事 業 報 告 及 び 収 支 決 算

役 員 の 選 任 又 は 解 任、職 務 及 び 報 酬。

入 会 金 及 び 会 費 の 額

長 期 借 入 金 そ の 他 新 た な 義 務 の 負 担 及 び 権 利 の 放 棄

事務局の組織及び運営

その他理事会において運営に関して重要であると認め付議された事項。

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも14日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項。

その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき及び第14条第5号により監事から招集の請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、理事及び監事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議事)

第29条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、副理事長又は理事長の指名する理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は理事会に出席して意見を述べることができるものとする。

5 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

財産目録に記載された財産

入会金及び会費収入

寄付金品及び助成金

事業に伴う収入

財産から生ずる収入

その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第32条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し総会で決定する。但し、やむを得ない理由により事業年度開始までに、収支予算が決定されないときは、理事長は理事会の議決を経て、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第35条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条の規定により解散する。なお、総会の議決により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第8章 事務局

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第37条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書

役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)

前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第38条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑 則

(公 告)

第39条 この法人の公告は主たる事務所に掲示する他、官報においてこれを行う。

(委 任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

平成14年5月25日修正

平成27年12月2日修正

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	24,000円	会費年額	12,000円
賛助会員	入会金	0円	会費年額	12,000円
アドバイザー会員	入会金	0円	会費年額	0円

附則

この定款は、平成17年10月17日（知事が認証した日）から施行する。

この定款変更(主たる事務所の変更)は、平成28年2月1日より施行する。

特定非営利活動法人 地域デザイン研究会

理事長 平 峯 悠 印